

# 申請書類チェックリスト

## 全員共通

- ☐被災家屋等の解体、撤去に係る申請書（様式第1号）
- ☐罹災証明書、被災証明書 ※再審査中は申請いただけませんので、ご注意ください。
  - ☐被害程度は半壊以上ですか？
  - ☐解体を希望する全ての物件の罹災証明書、被災証明書を発行しましたか？
- ☐被災家屋等の配置図（様式第7号）
- ☐本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

< 以下を**必ずご確認の上**、申請書類をご用意ください >

### 1. 代理人が申請する場合

- ☐委任状（様式第9号）
  - ☐所有者本人の実印を押印しましたか？  
(本人確認書類を添付する場合で自署していれば実印及び印鑑登録証明書は不要です)  
※代理人の実印ではありませんので、ご注意ください。
- ☐印鑑登録証明書

### 2. 解体する物件が共有名義または相続権者がいる場合

- ☐同意書（様式第10号）
  - ☐同意をとる人全員の実印が押印されていますか？  
(本人確認書類を添付する場合で自署していれば実印及び印鑑登録証明書は不要です)
- ☐印鑑登録証明書
- ☐相続権者がいる場合、相続関係図（様式第11号）と相続権者全員の戸籍謄本が必要です。

### 3-1. 解体する物件に金融機関の抵当権等が設定されている場合

- ☐抵当権解除証書等の抹消書類
  - ☐権利設定が複数ある場合、それぞれに同意書を用意しましたか？

### 3-2. 解体する物件に金融機関以外の抵当権等が設定されている場合

- ☐同意書（様式第12号）
  - ☐権利設定者の実印が押印されていますか？
  - ☐権利設定が複数ある場合、それぞれに同意書を用意しましたか？  
(本人確認書類を添付する場合で自署していれば実印及び印鑑登録証明書は不要です)
- ☐印鑑登録証明書

### 4. 解体する物件を第三者に貸している場合

- ☐同意書（様式第13号）
  - ☐契約者全員（借りている人）の同意書を用意しましたか？
  - ☐記名・押印または自署されていますか？

### 5. 解体する物件が隣家等に寄りかかっていたり、隣地に倒れている場合

- ☐同意書（様式第14号、様式第15号）
  - ☐記名・押印または自署されていますか？

以上で申請書類の準備は完了です。お疲れさまでした！

※受付で書類確認をして別途書類をご用意いただく場合もございますので御了承願います。

< 解体に関するよくある質問（抜粋） >

- Q.1 解体は受付先着順ですか？  
Q.2 家財等を事前に出す必要がありますか？  
※上記以外は、相談窓口にてご質問ください。  
また、ウェブサイトでもご覧いただけます。

- A.1 先着順ではありません。準備ができ次第連絡します。  
A.2 建物の中に立入ることが危険な場合を除き、原則、取り出してください。また、貴重品や思い出の品等を取り出す必要がある時は、業者と個別に相談してください。